

平成二十一年農林水産省令第三十二号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する
法律第十六条第一項の規定により地方農政
局長に委任する権限を定める省令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
(平成二十年法律第八十三号)第十六条第一項の
規定に基づき、愛がん動物用飼料の安全性の確保
に関する法律第十六条第一項の規定により地方農
政局長に委任する権限を定める省令を次のように
定める。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法
律(以下「法」という。)に規定する農林水産
大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方農
政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自
ら行うことを妨げない。

- 一 法第十一条第一項の規定による報告の徴収
- 二 法第十二条第一項の規定による立入検査等

附 則

この省令は、法の施行の日(平成二十一年六
月一日)から施行する。